

北星山森林公園構想作成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月11日

中富良野町企画課未来戦略係

北星山森林公園構想作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本町の最上位計画である「第6期なかふらの総合計画」において北星山ラベンダー園や森林公園（以下、「北星山森林公園」という。）を重要な地域資源として位置づけている。過去に北星山森林公園の魅力を活かした利用促進について検討を進めてきたが、人を誘客するための核となる施設がないこと、また、人材確保・雇用・事業者との共創・協働ができていないことが課題となり事業実現に繋がらなかった。

本業務では、このような状況を踏まえ、北星山森林公園の自然豊かな環境を守りつつ、適疎な空間を創出することを目的として基本構想を策定する。基本構想策定にあたり、本町の総合計画と整合を図るとともに、施設整備及び運営管理において民間活力の導入に向けた検討も行うこととする。

2 業務概要

(1) 業務名

北星山森林公園構想作成業務委託

(2) 委託期間：本事業の事業期間は以下に示す期間を想定している。

①構想作成業務：契約締結の日の翌日から令和8年3月末日まで

②基本設計業務：令和7年度予定

(3) 提案上限額

①構想作成業務：9,900千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

②基本設計業務：8,965千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※構想によって基本設計業務における上限額の変更が必要な場合は別途協議する。

(4) 契約方法

優先交渉権者選定後、本事業にかかる北星山森林公園構想作成業務委託契約を先行して締結し、町と優先交渉権者が基本設計業務価格の交渉を行い、交渉が成立した場合には令和7年度における基本設計業務の契約を締結することとしている。

3 業務内容

別紙「北星山森林公園構想作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、公募型プロポーザル参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）の提出時点において、次のすべての要件を満たしており、かつ、10(4)に記載する公募型プロポーザル参加資格確認通知書で参加資格を有する旨の確認を受けた者とする。

(1) 中富良野町競争入札参加資格者名簿に登録された者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体。

(4) 公募型プロポーザル参加表明書の提出時点において、北海道又は中富良野町競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6) 本業務の全部を第三者へ再委託することは禁止する。

5 公募方法

下記アドレスの中富良野町ホームページにおいて、北星山森林公園構想作成業務委託公募型プロポーザルに係る実施要領、仕様書等を掲載し、公募を行う。

<https://www.town.nakafurano.lg.jp>

6 発注課

中富良野町企画課未来戦略係

空知郡中富良野町本町9番1号

電話 0167-44-2133 FAX 0167-44-4876

E-mail kikaku@nakafurano.jp

7 公募型プロポーザルに係る日程

項目	日程
① 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限	4月21日（月）まで
② 公募型プロポーザル参加資格確認通知書及び参加要請書の発送期限	4月28日（月）まで
③ 実施要領に対する質問書の提出期限	5月2日（金）まで
④ 実施要領に対する質問書回答期限	5月7日（水）まで
⑤ 提案書等の提出期限	5月12日（月）まで
⑥ プレゼンテーション及びヒアリング	5月中旬
⑦ 審査結果の通知及び公表	5月下旬

8 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年4月11日（金）から令和7年5月12日（月）

(2) 配布方法

下記のアドレスの中富良野町ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.town.nakafurano.lg.jp>

(3) 配布資料

ア 北星山森林公園構想作成業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ 北星山森林公園構想作成業務委託 仕様書

ウ 公募型プロポーザル参加表明書（様式第3号）

エ 質問書（様式第8号）

オ 公募型プロポーザル参加辞退届（様式第9号）

9 説明会

本業務に係る説明会は、実施しない。

10 参加手続

- (1) 公募型プロポーザル参加表明書の提出方法
郵送又は持参すること。なお、郵送による場合は、「公募型プロポーザル参加表明書
在中」と明記した封筒に公募型プロポーザル参加表明書を入れ、一般書留郵便又は簡易
書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。
- (2) 提出先
企画課未来戦略係
- (3) 提出期限
令和7年4月21日(月)午後5時15分
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認結果の通知
10(1)を受理した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(様式第4号)
により確認結果を通知する。また、参加資格を有すると認められた者に対しては、プロ
ポーザル参加要請書(様式第5号)により、提案書等の提出を要請する。
- (5) 留意事項
 - ア 提出書類は、返却しない。
 - イ 提出書類は、北星山森林公園構想作成業務委託公募型プロポーザルに係る事業
者選定においてのみ使用し、原則として他の目的には使用しない。なお、当該提出
書類を公表その他の目的に利用する場合は、あらかじめ提案者の承諾を得るもの
とする。
 - ウ 提出期限以降の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

11 実施要領に対する質問

本プロポーザルに対し公募型プロポーザル参加資格確認通知を受けた者で、実施要領
に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年5月2日(水)午後5時15分まで
- (2) 提出方法
発注課に電話連絡の上、ファクシミリ及びメールにより提出すること。
- (3) (2)の質疑応答書は、中富良野町ホームページにおいて公表する。
閲覧期限 令和7年5月12日(月)午後5時15分まで

12 提案書等の提出

審査は、公募型プロポーザル参加資格確認通知書において、参加資格がある旨の確認を
受けた者からの提出書類のみ審査対象とする。提出書類については、次に従って作成し、
提出すること。

- (1) 提出方法
郵送又は持参すること。なお、郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便の
いずれかの方法により郵送すること。
- (2) 提出場所
企画課未来戦略係
- (3) 提出期限
令和7年5月12日(月)午後5時15分まで

	提出書類	注意事項	提出部数	
			1部	9部
①	公募型プロポーザル参加表明書	指定様式による（様式3）	○	
②	業務体制表	業務体制表（任意様式）		○
③	事業費見積書	事業費見積書（任意様式）		○
④	提案書	提案書（任意様式） ・全てA4サイズとし、下部余白中央にページ番号を付すこと。 ・文字の大きさは10ポイント以上とすること。ただし、A4サイズに収まらない図面等があれば、A3サイズを用いてもよいものとする。（A4サイズに折り込むこと。） ・提案書の枚数は、30ページ以内とする。 ・提案書は、別紙仕様書及び別表の審査項目を基に、業務実施に向けた基本的な考え方、効果的かつ効率的な実施方法等を具体的に記載すること。		○
（提出書類作成に関する留意事項） ・任意様式については、提案者を特定することができる会社名、ロゴマーク等は記載しないこと。提案者を特定することができる内容が記載されていた場合は、失格とすることがある。 ・提出書類は、返却しない。 ・提出書類は、中富良野町地域おこし協力隊募集支援業務委託公募型プロポーザルに係る事業者選定においてのみ使用し、原則として他の目的には使用しない。なお、当該提出書類を公表その他の目的に利用する場合は、あらかじめ提案者の承諾を得るものとする。 ・提出期限以降の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。 ・辞退をする場合は、公募型プロポーザル参加辞退を、(3)の提出期限までに企画課 未来戦略係へ郵送又は持参すること。				

13 審査

(1) 公募型プロポーザル参加表明書の提出方法

北星山森林公園構想作成業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、提案書等に基づいて、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施予定日及び場所

(ア) 実施予定日 令和7年5月中旬

(イ) 実施予定場所 中富良野町役場2階 第1会議室

イ 時間配分

全体の説明時間は30分とする。そのうち、プレゼンテーション、ヒアリングはそれぞれ20分程度とする。

ウ 説明者

提案者（説明者等）の入室は、3名まで認める。

エ 傍聴

他の提案者のヒアリング傍聴（入室）は、認めない。

オ 使用機材

電源用コードリール、スクリーン及びプロジェクターは本町にて用意するが、その他のプレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は提案者が準備すること。

(3) 審査目的及び配点

別表参照

(4) 受託候補者の特定

審査委員会において審査の上、評価点が最も高い者を受託候補者として特定する。この場合において、合計点の最も高い者が2社以上あるときは、審査委員会が採決して決定する。なお、参加者が1者の場合は、提案について審査を行い、受託候補者として適当と判断したときは、当該参加者を受託候補者として特定するものとする。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、中富良野町ホームページにおいて公表する。

14 契約までの手続き

審査において特定された受託候補者に対して、本町が受託候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結する。なお、受託候補者が契約の相手方として不適当とした場合は、審査において次点となった提案者を受託候補者とする。

15 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

16 その他

- (1) 提出期限までに公募型プロポーザル参加表明書が到達しなかった場合及び提案者として参加資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書等を提出することができない。
- (2) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本要領に違反した場合
 - ウ 公正を欠いた行為があったと審査委員会が認定した場合
- (3) 提案に虚偽の内容がある場合は、契約を行わない。また、契約後に虚偽の事実を確認した場合は、契約を解除する。この場合、業務の着手等により発生した費用の支払には応じない。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する全ての経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された提案者等については、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は認めない。
- (6) 公募型プロポーザル参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、これらの提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (7) 公募型プロポーザル参加表明書を提出した日から契約を締結する日までの間において、本町から指名停止措置を受けた者は、失格とする。

17 事務局（問い合わせ、書類の提出先）

中富良野町企画課未来戦略係

住所：〒071-0795 中富良野町本町9番1号

電話：0167-44-2133（直通）

電子メールアドレス：mirai@nakafurano.jp

【参考資料】

町ホームページにてご確認ください。

①第6期なかふらのまちづくり総合計画

②中富良野町地方人口ビジョン（改訂版）第2期中富良野町地域総合戦略

北星山森林公園構想作成業務委託
公募型プロポーザル評価基準

No.	評価項目		評価の視点・基準	配点
①	業務実施体制	実施体制	業務責任者及び担当者が適切に配置されており、課題解決に向けた実現性の高い構想策定が期待できる体制となっているか	10
②	業務実績	同類及び類似業務の実績	過去10カ年間に類似業務の受注実績があるか ・官公庁等発注の施設整備に係る基本構想に関する業務実績があるか ・施設整備に伴う地域住民及び関係者等への合意形成を図る業務の実績があるか	15
③	提案内容	実施方針	本業務を実施する上で、本町の特性、現況を十分に理解し、実現可能性が高い具体的かつ明確な提案となっているか	15
		森林公園の利活用	・森林公園の利活用に向けて、地域住民及び関係者等の意見を反映させるための具体的な提案となっているか ・関係者等の意向調査等を通じて利用促進が図られるための提案となっているか	15
		整備・管理運営手法の検討	・民間活力の導入や官民連携に向けた整備・管理運営に繋がる手法の具体的な提案となっているか ・施設の役割等を整理し、実現可能な構想作成の提案となっているか	15
		プレゼンテーション	提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答を行い、業務を成功させる意欲と情熱が感じられるか	10
		スケジュールの妥当性	業務手順、スケジュール等が明確であり、実現可能なものになっているか	10
④	見積価格	提案に対する価格の妥当性	提案内容に対して妥当な見積であるか	10
合 計				100